

丸森町新型コロナウイルス 感染防止対策費補助金のご案内

1事業者につき、1回限り

最大

10万円

令和3年6月14日丸森町商工観光課発行

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、町内の店舗または事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止に要した、資材・器具等の購入経費について予算の範囲内で補助金を交付します。

対象経費一覧

飛沫感染防止

- ・不織布マスク
- ・フェイスシールド
- ・アクリル板
- ・飛沫感染防止パネル
- ・透明ビニールカーテン

衛生管理

- ・Co2センサー
- ・消毒液
- ・アルコール液
- ・自動手指消毒器
- ・自動ソープディスペンサー

換気機能向上

- ・換気扇
 - ・網戸
 - ・換気機能付エアコン
 - ・空気清浄機
- (コロナウィルス対策可能なもの)

接触防止

- ・非接触体温計
- ・サーモカメラ
- ・インターフォン
- ・コイントレー
- ・キャッシュレスシステム

その他

- ・手袋
- ・トイレ用ペーパータオル
- ・ポスターの外注印刷費

従業員または顧客に感染予防を呼びかけるものに限る



商品の性能や設置場所等で対象とならない場合がありますので、必ず事前に電話で確認願います。

購入・施工に係る経費が対象になります。

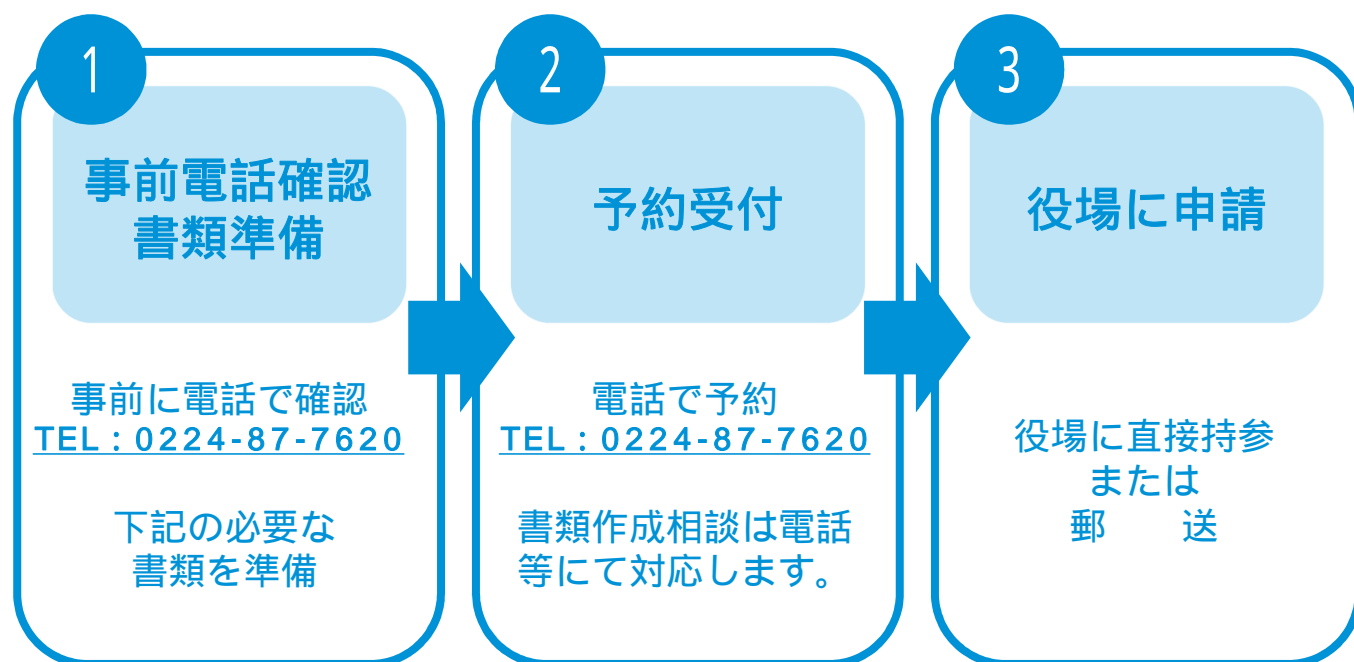
受付期間

令和3年6月21日(月)から令和4年1月31日(月)まで

申請方法は裏面へ

申請までの流れ

① 商品の性能や設置場所等で対象とならない場合がありますので、必ず事前に電話で確認願います。



申請に必要な書類

- 申請書兼実績報告書兼請求書（丸森町ホームページからダウンロードできます。）
 - 補助対象費用の内訳がわかる書類（領収書の写しなど）
 - 購入した資材・器具等の写真（設置場所がわかる写真）
 - 本人確認書類の写し（運転免許証の写しなど）
 - 補助金振込先口座の通帳の写し
 - その他、町長が必要と認める書類
- 書類を直接持参する際は必ず印鑑を持参願います。

【お願い】

- 書類の不足・記入漏れの無いよう提出前に再度ご確認ください。
- 事前予約がない場合はお待ちいただく場合があります。

郵送申請する場合の宛先

〒981-2192
丸森町字鳥屋120番地
丸森町役場 商工観光課 商工班 宛て

※国・県など他の補助金と併用はできません。偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は厳正に対処いたします。

お問い合わせ先

丸森町役場 商工観光課 商工班
TEL : 0224-87-7620 FAX : 0224-72-3041
E-mail : shokou@town.marumori.miyagi.jp
ホームページ : <http://www.town.marumori.miyagi.jp/>